



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
10月15日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県が締結する契約に関する条例(管理課)	4
※滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例(県民活動生活課)	7
※滋賀県税条例の一部を改正する条例(税政課)	7
※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課)	7
※滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例(中小企業支援課)	8
※滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例(下水道課)	8

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県が締結する契約に関する条例(条例第36号)

- 1 この条例は、県の契約に関し、基本理念を定め、県および県の契約の相手方等の責務を明らかにするとともに、県の契約に関する基本的な事項を定めることにより、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用および一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図り、もって本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)
- 2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとしました。(第2条関係)
- 3 県の契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととしました。(第3条関係)
 - (1) 契約の過程の透明性および競争の公正性が確保されるとともに、不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られること。
 - (2) 契約の履行により提供されるサービス等の質が確保されること。
 - (3) 地域経済の活性化への配慮がなされること。
 - (4) 環境に配慮した事業活動の推進その他の一定の行政目的の実現を図る上で適切に活用されること。
- 4 県は、3の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県の契約に関する必要な取組を推進するものとしました。(第4条関係)
- 5 県の契約の相手方等の責務(第5条関係)
 - (1) 県の契約の相手方および下請負人等は、県の契約の履行に携わる者としての社会的な責任を自覚し、県の契約に係る業務を適正に実施しなければならないこととしました。
 - (2) 県の契約の相手方および下請負人等は、県が実施する県の契約に関する取組に協力するよう努めなければならないこととしました。
- 6 取組方針(第6条関係)
 - (1) 知事は、基本理念にのっとり、県の契約の推進を図るための取組に関する方針(以下6において「取組方針」という。)を策定するものとしました。
 - (2) 取組方針には、次に掲げる事項について定めるものとしました。
 - ア 県の契約の締結に当たっての取組に関する事項
 - イ 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項
 - ウ その他基本理念にのっとり、県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項
 - (3) 知事は、取組方針の策定に当たっては、あらかじめ滋賀県契約審議会の意見を聴くものとしました。
 - (4) 知事は、取組方針を策定したときは、これを公表するものとしました。
 - (5) (3)および(4)は、取組方針の変更(軽微な変更を除く。)について準用することとしました。

7 適切な仕様書等の作成等(第7条関係)

- (1) 知事は、県の契約の履行により提供されるサービス等の質が確保されるよう、県の契約に係る仕様書等を適切に作成するものとなりました。
- (2) 知事は、県の契約に係る予定価格を定めるに当たっては、(1)により作成した仕様書等に基づき、適切に積算するものとなりました。
- (3) 県の契約の相手方になろうとする者は、県の契約の申込みに係る価格を定めるに当たっては、当該県の契約を適正に履行することができるよう、材料費、労務費その他の必要な経費を適切に積算するよう努めなければならないこととなりました。

8 知事は、公正な競争を促進しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での県の契約の締結を防止するため、低価格の入札に係る調査または最低制限価格の設定に関する制度を適切に活用するものとなりました。(第8条関係)

9 県は、県の契約の履行により提供されるサービス等の質を確保するためには県の契約の相手方がその有する経営資源を有効に活用できることが重要であることに鑑み、県の契約に係る業務の計画的な発注および適切な履行期間の設定に努めるものとなりました。(第9条関係)

10 地域経済の活性化(第10条関係)

- (1) 県は、予算の適正な使用に留意しつつ、地域経済の活性化に配慮し、県内に事務所または事業所を有する事業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとなりました。
- (2) 県の契約の相手方は、県内に事務所または事業所を有する事業者の下請負人等への選定、県の契約の履行に当たっての県産材または県産品の利用その他の方法により地域経済の活性化に資するよう努めなければならないこととなりました。

11 県は、県の契約の締結に当たっては、一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図るため、契約の性質または目的に応じ、事業者の行っている次に掲げる取組を勧奨するものとなりました。(第11条関係)

- (1) 環境に配慮した事業活動の推進に関する取組
- (2) 多様な人材の活用に関する取組
- (3) 県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組
- (4) その他県の行政目的の実現に資する取組

12 知事は、県の契約の適正な履行を確保し、または県の受ける給付の完了の確認をするためには必要な監督または検査を適切に行うことが重要であることに鑑み、当該監督または検査を行う職員の資質の向上を図るための研修の実施、当該監督または検査に関し助言その他の支援を適切に行うことができる能力を有する者の活用の促進その他の必要な措置を講ずるものとなりました。(第12条関係)

13 滋賀県契約審議会の設置(第13条関係)

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県契約審議会(以下「審議会」という。)を設置することとした。
- (2) 審議会は、6(3)の事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県の契約に関する事項(他の附属機関が担任する事務に係るものを除く。③において同じ。)を調査審議することとした。
- (3) 審議会は、(2)の調査審議を行うほか、県の契約に関する事項に関し、知事に意見を述べるができることとした。

14 審議会の組織等(第14条関係)

- (1) 審議会は、委員8人以内で組織することとした。
- (2) 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとした。
- (3) 委員の任期は、2年とすることとした。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。
- (4) 委員は、再任されることを妨げないこととした。
- (5) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も、同様とすることとした。
- (6) (1)から(5)までのほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

15 知事は、毎年度、県の契約の状況を取りまとめ、これを公表するものとした。(第15条関係)

16 県は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に行わせようとするときは、この条例の規定による県の契約の取扱いに準じて、その選定を行うものとした。(第16条関係)

17 その他

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。ただし、13および14ならびに(2)および(3)は、公布の日から施行することとしました。

(2) 6(1)による取組方針(3)において「取組方針」という。)の策定およびこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、6(1)から(4)までの例により行うことができることとしました。

(3) (2)により策定された取組方針は、この条例の施行の日において、6(1)により策定された取組方針とみなすこととしました。

○ **滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例**(条例第37号)

1 デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)の制定および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第35条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ **滋賀県税条例の一部を改正する条例**(条例第38号)

1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(付則第10条の4関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ **滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例**(条例第39号)

1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく事務手数料について、知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料を新たに設定することとしました。(別表第45関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ **滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例**(条例第40号)

1 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第3条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ **滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例**(条例第41号)

1 下水道法(昭和33年法律第79号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条による改正後の第3条ならびに第2条による改正後の第1条、第3条および第8条関係)

2 この条例は、この条例の公布の日または特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

条

例

滋賀県が締結する契約に関する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第36号

滋賀県が締結する契約に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県の契約に関し、基本理念を定め、県および県の契約の相手方等の責務を明らかにするとともに、県の契約に関する基本的な事項を定めることにより、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用および一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図り、もって本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県の契約 県を当事者の一方とする工事もしくは製造その他についての請負契約または業務の委託、物件の買入れその他の契約であって県が対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 下請負人等 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、県の契約の相手方その他の県以外の者から県の契約に係る業務の全部または一部を請け負い、または受託する者をいう。

(基本理念)

第3条 県の契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 契約の過程の透明性および競争の公正性が確保されるとともに、不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られること。
- (2) 契約の履行により提供されるサービス等の質が確保されること。
- (3) 地域経済の活性化への配慮がなされること。
- (4) 環境に配慮した事業活動の推進その他の一定の行政目的の実現を図る上で適切に活用されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県の契約に関する必要な取組を推進するものとする。

(県の契約の相手方等の責務)

第5条 県の契約の相手方および下請負人等は、県の契約の履行に携わる者としての社会的な責任を自覚し、県の契約に係る業務を適正に実施しなければならない。

2 県の契約の相手方および下請負人等は、県が実施する県の契約に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(取組方針)

第6条 知事は、基本理念にのっとり、県の契約の推進を図るための取組に関する方針(以下この条において「取組方針」という。)を策定するものとする。

2 取組方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県の契約の締結に当たっての取組に関する事項
- (2) 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項
- (3) その他基本理念にのっとり県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項

3 知事は、取組方針の策定に当たっては、あらかじめ滋賀県契約審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、取組方針を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、取組方針の変更(軽微な変更を除く。)について準用する。

(適切な仕様書等の作成等)

第7条 知事は、県の契約の履行により提供されるサービス等の質が確保されるよう、県の契約に係る仕様書等を適切に作成するものとする。

2 知事は、県の契約に係る予定価格を定めるに当たっては、前項の規定により作成した仕様書等に基づき、適切に積算するものとする。

3 県の契約の相手方になろうとする者は、県の契約の申込みに係る価格を定めるに当たっては、当該県の契約を適正に履行することができるよう、材料費、労務費その他の必要な経費を適切に積算するよう努めなければならない。

(低価格受注の防止)

第8条 知事は、公正な競争を促進しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での県の契約の締結を防止するため、低価格の入札に係る調査または最低制限価格の設定に関する制度を適切に活用するものとする。

(計画的な発注等)

第9条 県は、県の契約の履行により提供されるサービス等の質を確保するためには県の契約の相手方がその有する経営資源を有効に活用できることが重要であることに鑑み、県の契約に係る業務の計画的な発注および適切な履行期間の設定に努めるものとする。

(地域経済の活性化)

第10条 県は、予算の適正な使用に留意しつつ、地域経済の活性化に配慮し、県内に事務所または事業所を有する事業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 県の契約の相手方は、県内に事務所または事業所を有する事業者の下請負人等への選定、県の契約の履行に当たっての県産材または県産品の利用その他の方法により地域経済の活性化に資するよう努めなければならない。

(一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用)

第11条 県は、県の契約の締結に当たっては、一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図るため、契約の性質または目的に応じ、事業者の行っている次に掲げる取組を勧奨するものとする。

- (1) 環境に配慮した事業活動の推進に関する取組
- (2) 多様な人材の活用に関する取組
- (3) 県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組

(4) その他県の行政目的の実現に資する取組

(適正な履行の確保)

第12条 知事は、県の契約の適正な履行を確保し、または県の受ける給付の完了の確認をするためには必要な監督または検査を適切に行うことが重要であることに鑑み、当該監督または検査を行う職員の資質の向上を図るための研修の実施、当該監督または検査に関し助言その他の支援を適切に行うことができる能力を有する者の活用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(滋賀県契約審議会の設置)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県契約審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第6条第3項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県の契約に関する事項(他の附属機関が担任する事務に係るものを除く。次項において同じ。)を調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、県の契約に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第14条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(契約状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、県の契約の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(指定管理者の選定)

第16条 県は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に行わせようとするときは、この条例の規定による県の契約の取扱いに準じて、その選定を行うものとする。

付 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第13条および第14条ならびに次項および付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の規定による同項に規定する取組方針(次項において「取組方針」という。)の策定およびこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条第1項から第4項までの規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により策定された取組方針は、この条例の施行の日において、第6条第1項の規定により策定された取組方針とみなす。

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第37号

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第38号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

付則第10条の4第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第39号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第45(2)の項を次のように改める。

(2) 家畜に対する注射、薬浴または投薬等の手数料	法第6条第1項の規定に基づき家畜防疫員が行う豚熱予防注射の手数料	1頭1回につき 200円
	法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料	1頭1回につき 50円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第40号

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第2条第15項」を「第2条第20項」に、「同条第16項」を「同条第21項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第41号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例

（滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

（滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正）

第2条 滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条および第8条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

付 則

この条例は、この条例の公布の日または特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。